**厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例等の一部改正骨子　～受益者分担金制度の創設について～**

資料1-1

１　制度創設・条例改正の趣旨

令和３年度から、汚水整備の方針に基づき市街化調整区域の下水道整備を開始します。

下水道の整備には多額の費用が必要であることから、これまで整備を進めて来た市街化区域には、その財源の確保を図るために本条例に基づく受益者負担金の制度があります。

今後整備を進める市街化調整区域にも同様に受益者負担の制度を広げるため、新たに受益者分担金制度を創設すべく条例を改正するものです。

２　主な改正内容

1. 根拠法令

受益者負担金、分担金はいずれも、公共下水道を整備することによって環境の改善、利便性や快適性の向上等の利益を受ける方に、整備事業費の一部を負担いただく部分は共通していますが、根拠となる法令が異なります。

受益者負担金制度を規定している「厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」は、都市計画事業として施行される公共下水道事業（市街化区域）を対象とし、「都市計画法第75条」が根拠となっています。

一方で、これから公共下水道整備の開始を予定している市街化調整区域については「地方自治法第224条」が根拠となるため、これを追加します。

(2) 単位分担金額の設定

整備事業費から単価が807円/㎡と設定されます。

３　根拠法令

1. 受益者負担金（都市計画法第75条）

国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

２　前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

1. 分担金（地方自治法第224条）

普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公

共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、

当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金

を徴収することができる。

４　分担金制度の内容

受益者分担金制度は、受益者負担の考え方を市街化調整区域に広げるものとなるため、制度の枠組みはこれまでの受益者負担金制度と同様です。

1. 受益者

下水道が整備されることによって受益を受ける者を指します。具体的には、　公共下水道事業の排水区域内の土地の所有者となります。

なお、分担金の期別納付の途中で土地や建物の売買などにより所有者が変わった場合は、受益者変更の届出により、届出日以降の納期分の分担金が新所有者に対して賦課されます

(2) 賦課対象地

分担金の対象となる土地は、下水道が整備された区域で、公共汚水ますを

設置した土地が対象となります。

なお、宅地部分が賦課対象地となり、隣接している農地（分筆されている

ことが必要）については対象とはなりません。（宅地内家庭菜園は賦課対象）

(3) 分担金の算出方法

ア　単位分担金額

807円/㎡

イ　分担金額

土地の面積

（土地登記簿）

×

＝

807円/㎡

分担金額(円)

(4) 納付方法

３年12回に分割して納付していただきます（納付書は６月に発送します。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 納期 | 第１期 | 第２期 | 第３期 | 第４期 |
| １年目 | 1回 | ２回 | ３回 | ４回 |
| ２年目 | ５回 | ６回 | ７回 | ８回 |
| ３年目 | ９回 | １０回 | １１回 | １２回 |

(5) 報奨金

分担金は３年12回に分割して納付していただきますが、これを第１期納

付時に一括（１年分、２年分、３年分の選択が可能）して納めていただきま

すと、報奨金があります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 一括納付する年数 | 1年分 | ２年分 | ３年分 |
| 報奨金交付率 | 100分の４ | 100分の９ | 100分の１５ |

５　施行期日　　令和２年４月１日（予定）